

申請の手引き

生駒市は、2050年の脱炭素社会の実現に向けた民生部門における二酸化炭素の排出量削減を推進するため、創エネルギー・省エネルギーシステムの設置費用を補助します。

受付期間

令和8年5月15日(金)から令和9年3月15日(月)
(午前9時から午後4時30分)

※土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

※受付期間内であっても、補助金の予算額に達し次第受付を終了します。

様式のダウンロード



【問合せ先・提出先】

生駒市役所 地域活力創生部 脱炭素まちづくり推進課 脱炭素まちづくり係
〒630-0288 生駒市東新町8番38号 TEL 0743-74-1111 (内線 2861)

補助対象となるシステムの組み合わせ

- 1 太陽光発電システム、家庭用リチウムイオン蓄電システムの一体的導入
＜補助金額＞上限 130,000 円
- 2 太陽光発電システム、V2Hの一体的導入
＜補助金額＞上限 180,000 円

※上記1又は2について、同一年度内に2つのシステムが揃わない場合は、一体的に導入することが確認できる書類(契約書、明細書等)を提出することで、一方のシステムだけの補助金申請を行うことができます。
なお、この場合でも2つのシステムの領収書の写しは添付図書として必要です。
(本手引き10ページ「よくある質問」のQ2をご参照ください)

- 3 太陽光発電システム、家庭用リチウムイオン蓄電システム、V2Hを設置することで、上記1または2のシステムすべてが揃う場合
＜補助金額＞
 - ・太陽光発電システム 80,000 円(上限)
 - ・家庭用リチウムイオン蓄電システム 50,000 円(上限)
 - ・V2H 100,000 円

(例)

- ①太陽光発電システムを設置済で、家庭用リチウムイオン蓄電システムを新たに設置
- ②V2Hを設置済で、太陽光発電システムを新たに設置 など

- 4 V2H、HEMS を単独で設置する場合
＜補助金額＞V2H 100,000 円
HEMS 10,000 円

太陽光発電システム

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力のうちいずれか小さい方の値が10kW 未満のものであること。
- (3) 当該システムを設置することにより、家庭用リチウムイオン蓄電システム又は V2H のシステム全てが設置、接続されていること。

2 補助金交付対象者

補助対象システムを生駒市内の建築物等の屋根等への設置に適した配電線と逆潮流有りて連系し、令和8年4月1日以降に電力会社と電力受給契約に係る通知を受けた者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 住宅への設置者

市内の自ら所有し又は居住する住宅(店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。以下「住宅」という。)に補助金の交付対象となる補助対象システムを設置し、発電した電力を当該住宅で使用する者

(2) 対象システム付住宅の購入者

建売住宅供給者等から市内にある補助対象システム付住宅を購入し、発電した電力を当該住宅で使用する者

(3) 分譲共同住宅(共用部分での使用)への設置者

市内の分譲共同住宅に補助対象システムを設置し、発電した電力を共用部分で使用する分譲共同住宅の管理組合の代表者

(4) 上記(1)から(3)以外の建築物等への設置者

市内の自ら所有する上記(1)から(3)以外の建築物等に補助対象システムを設置し、発電した電力を当該建築物等で使用する者(国及び地方公共団体は除く。)

3 補助金の額

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力のうち、いずれか小さい方の値に20,000 円を乗じた額(上限80,000 円)。

※kW 表示で小数点以下2桁目を切り捨て

家庭用リチウムイオン蓄電システム

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) リチウムイオン蓄電池部及びインバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたものであること。
- (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブが行う「ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)支援事業」の補助対象機器として認められたもの。
(※<https://zehweb.jp/registration/battery/>で型番を検索して確認できます。)
- (4) 蓄電容量が1.0kWh以上であること。
- (5) 当該システムを設置することにより、太陽光発電システムと当該システムの全てが設置、接続されていること。

※定置用に限る。ポータブルタイプは対象外です。

2 補助金交付対象者

補助対象システムを生駒市内の建築物等に令和8年4月1日以降に設置したもので、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 住宅への設置者

市内の自ら所有し又は居住する住宅に補助金の交付対象となる補助対象システムを設置し、当該住宅で使用する者

(2) 対象システム付住宅の購入者

建売住宅供給者等から市内にある補助対象システム付住宅を購入し、当該住宅で使用する者

(3) 分譲共同住宅(共用部分での使用)への設置者

市内の分譲共同住宅に補助対象システムを設置し、共用部分で使用する分譲共同住宅の管理組合の代表者

(4) 上記(1)から(3)以外の建築物等への設置者

市内の自ら所有する上記(1)から(3)以外の建築物等に補助対象システムを設置し、当該建築物等で使用する者(国及び地方公共団体は除く。)

3 補助金の額

蓄電容量1kWh 当たり10,000円(上限50,000円)

※kWh 表示で小数点以下2桁目を切り捨て

V2H

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。
- (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金事業において補助対象となる充放電設備として登録されているもの。
(※<https://www.cev-pc.or.jp/>で確認できます。)

2 補助金交付対象者

補助対象システムを生駒市内の建築物等に令和8年4月1日以降に設置したもので、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 住宅への設置者

市内の自ら所有し又は居住する住宅に補助金の交付対象となる補助対象システムを設置し、当該住宅で使用する者

(2) 対象システム付住宅の購入者

建売住宅供給者等から市内にある補助対象システム付住宅を購入し、当該住宅で使用する者

(3) 分譲共同住宅(共用部分での使用)への設置者

市内の分譲共同住宅に補助対象システムを設置し、共用部分で使用する分譲共同住宅の管理組合の代表者

(4) 上記(1)から(3)以外の建築物等への設置者

市内の自ら所有する上記(1)から(3)以外の建築物等に補助対象システムを設置し、当該建築物等で使用する者(国及び地方公共団体は除く。)

3 補助金の額

1件当たり 100,000 円

HEMS

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。
- (3) HEMSを設置した住宅の電力使用量を計測、蓄積し、専用モニター等により表示できる等の「見える化」が実現できるものであること。
- (4) 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備(以下「蓄エネルギー設備」という。)を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的(使用者の確認を介した半自動制御を含む。)に実行できるものであること。
- (5) 太陽光発電システム等の創エネルギー設備及び蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量、充電量等の情報を取得又は計測できるものであること。
- (6) 電力使用量に関する情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供(目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。)を行うことができるものであること。

2 補助金交付対象者

補助対象システムを生駒市内の建築物等に令和8年4月1日以降に設置したもので、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 住宅への設置者

市内の自ら所有し又は居住する住宅に補助金の交付対象となる補助対象システムを設置し、当該住宅で使用する者

(2) 対象システム付住宅の購入者

建売住宅供給者等から市内にある補助対象システム付住宅を購入し、当該住宅で使用する者

(3) 分譲共同住宅(共用部分での使用)への設置者

市内の分譲共同住宅に補助対象システムを設置し、共用部分で使用する分譲共同住宅の管理組合の代表者

(4) 上記(1)から(3)以外の建築物等への設置者

市内の自ら所有する上記(1)から(3)以外の建築物等に補助対象システムを設置し、当該住宅で使用する者(国及び地方公共団体は除く。)

3 補助金の額

設置に要する費用の額(千円未満切捨て。上限10,000円)

申請に必要な書類

全ての補助対象システムで必要となる書類と、申請を行おうとする補助対象システムで必要となる書類があります。

| 補助対象システム | 必要書類 |
|----------|---|
| 共通 | <p>1 生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)</p> <p>2 宣誓書(様式第2号) ※以下に該当する場合は、宣誓書に加え、下記の書類が必要です。 (1) 分譲共同住宅(共用部分での使用)への設置者で管理組合の代表者 ✓管理組合の規約、役員名簿及び代表者の住民票の写し(3ヶ月以内のもの) (2) 建築物(住宅・事業所等)への設置者で生駒市外在住の個人 ✓住民票の写し(3ヶ月以内のもの) (3) 住宅以外の建築物(事業所等)への設置者で法人 ✓法人の登記事項証明書の写し</p> <p>3 補助対象システムの設置に係る工事請負契約書(補助対象システムが設置された新築住宅を購入した場合は、売買契約書)の写し ※契約書に補助対象システムの明記がない場合は、契約書に加えて、見積書その他契約に補助対象システムが含まれることが確認できる明細書類を添付してください。</p> <p>4 <一体的導入ではない場合>補助対象システム以外のシステムが既に設置されていることが確認できる書類(以下2点) (1) 補助対象システムの設置が分かるカラー写真 (2) 補助対象システムの保証書の写し^{※1}又は施工事業者が発行した設置証明書^{※2} 上記書類が無い場合は、製造業者、品番、製造番号が分かる写真を提出してください。 ※¹保証書には、製造業者・品番・製造番号・購入者・保証開始日が記載されている必要があります。 ※²設置証明書には、製造業者・品番・製造番号・購入者・設置日が記載されている必要があります。</p> <p>5 その他市長が必要と認める書類</p> |

| | |
|--|--|
| <p>太陽光 発電 システム</p> | <p>■ 必要書類(p.7) + 以下の書類</p> <p>1 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し ※ローン契約の場合は、ローン契約書及び返済計画書の写し</p> <p>2 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真(以下4点)</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの設置がわかる写真 (2) 補助対象システムを設置した住宅の全景 (3) パワーコンディショナの設置がわかる写真 (4) パワーコンディショナの製造業者、品番が分かる写真</p> <p>3 電力会社との「電力受給契約内容のお知らせ」 ※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力のうちいずれか小さい方の値、通知日及び電力受給開始日等を確認します。</p> |
| <p>家庭用 リチウム イオン 蓄電システム</p> | <p>■ 必要書類(p.7) + 以下の書類</p> <p>1 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し</p> <p>2 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真</p> |
| <p>V2H</p> | <p>(1) 補助対象システムの設置が分かるカラー写真</p> <p>3 補助対象システムであることが分かる資料(カタログ、パンフレット等) <製造業者・品番・製造番号・購入者・保証開始日が記載された保証書がある場合></p> <p>(1) 保証書の写し (2) 補助対象システムのカタログ、パンフレット等</p> |
| <p>HEMS</p> | <p><製造業者・品番・製造番号・購入者・保証開始日が記載された保証書がない場合></p> <p>(1) 保証書の写し (2) 補助対象システムの製造業者・品番・製造番号がわかる写真 (3) 設置証明書(製造業者・品番・製造番号・購入者・設置日の記載があるもの) (4) 補助対象システムのカタログ、パンフレット等</p> |

申請における注意事項

～毎年記入漏れ・ミスが多くみられます。申請前に必ずお読みください～

- 契約書金額・明細書金額・領収書金額が一致する必要があります。ご提出前に再度ご確認をお願いいたします。また、変更契約等によって最終的な契約金額を変更した場合は、変更後の契約書も提出してください。なお、契約書に補助対象システムの明記がない場合に使用する、見積書等明細書についても変更後のものがが必要です。
- 記入誤りがあった場合は、訂正箇所に二重線を引いた上で、正しい内容を記入してください。その際、訂正印は不要です。なお、修正液及び修正テープでの修正は不可とします。

補助金の交付対象者とならない人(全補助対象システム共通)

下記のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者になりませんので、ご了承ください。

- 市税等を滞納されている人(納期限が到来していない税について、市に対し分割納付の誓約をしている人を含む)。
- 申請を行おうとする補助対象システムについて、同一の世帯にある人が過去において補助金の交付を受けられている人。
※ただし、補助対象システムが法定耐用年数を超えていれば申請可能です。
- 申請を行おうとする補助対象システムについて、生駒市からの他の補助金の交付を受けられている人。(例:脱炭素先行地域事業「いこま創エネライフ応援プラン」など)
※なお、他機関の補助制度との併用は可能です。

手続きの流れ

(全補助対象システム共通)

1 申請書類の提出

申請に必要な書類を揃えて、生駒市役所2階脱炭素まちづくり推進課(23番窓口)へ、直接又は郵送でお申し込みください。

- ・ 窓口で書類の内容確認は行わず、お預かり(受付)のみとなります。
- ・ 書類に不備不足がある場合は、こちらから連絡させていただきますのでご対応いただきますようお願いいたします。
- ・ 事務手続きに関して、第三者の代行が可能です。

※補助金は予算の範囲内において交付します。

予算上限額に近づいてきた際には、市ホームページにて掲出します。

2 審査

書類を審査し、補助金交付の可否を決定します。

3 交付決定又は不交付決定の通知

- ・ 補助金の交付を決定し額を確定したときは、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により交付申請者に通知します。
- ・ 不交付と決定したときは、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により交付申請者に通知します。

4 補助金の請求

交付申請者は、補助金交付決定兼確定の通知を受けたときは、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長が定める日までに脱炭素まちづくり推進課へ提出してください。(郵送可)

※請求書に記入する振込先の口座は、申請者ご本人の口座を記入してください。

5 補助金の交付

適正な補助金交付請求書が提出されてから30日程度で、補助金交付請求書に記載されている指定口座に補助金を振り込みます。

よくある質問

Q1.システムの設置前にも申請が必要ですか？

→設置前の申請は不要です。補助対象システムの設置後に申請してください。

Q2.太陽光発電システムと家庭用リチウムイオン蓄電システムを同一年度内に設置しました。電力株式会社との「電力受給契約内容のお知らせ」の受領を年度末まで待ちましたが、受付期間内に発行されそうにありません。どうすればよいですか？

→当該年度では、太陽光発電システムと家庭用リチウムイオン蓄電システムを一体的に導入することが確認できる書類(契約書、明細書、領収書等)をもって、家庭用リチウムイオン蓄電システムのみの補助金を交付します。太陽光発電システムについては、「電力受給契約内容のお知らせ」を受領したタイミングで、家庭用リチウムイオン蓄電システムを既設、太陽光発電システムを新設とする(本手引き2ページ「補助対象となるシステムの組み合わせ」の3を参照)形で、改めて必要書類を揃えて申請してください。

※ただし、翌年度の本補助事業の交付要綱改正等により、この扱いが適用されない可能性があることを予めご理解ください。

(例)

| R8年12月 | R9年1月 | R9年2月 | R9年3月 | R9年4月 |
|--------------|--------|------------------------|---------------------|---|
| 2システムの工事契約締結 | 設置工事開始 | ・蓄電池の設置完了 ・2システムの支払 | 蓄電池の補助金申請 (当該年度) | ★太陽光発電システムの 「電力受給契約内容のお知らせ」受領 →太陽光発電システムの補助金申請(翌年度払い) |

Q3. 補助対象システムの設置日はいつになりますか？

→太陽光は電力受給契約のお知らせの通知日、蓄電池・V2H・HEMS は保証書に記載の保証開始日になります。

Q4. 契約書が発行されない場合はどうすればよいですか？

→補助対象システムの設置に関する事項が確認できる注文書と注文請書を提出してください。

Q5. 変更契約を行ったため、当初の契約金額と最終的な領収金額に相違がある場合はどうすればよいですか？

→契約金額と領収金額が一致する必要があります。変更契約等によって最終的な契約金額を変更した場合は、変更後の契約書も提出してください。なお、契約書に補助対象システムの明記がない場合に使用する、見積書等明細書についても変更後のものが必要です。

Q6. システムをローンで購入しており、領収書が発行されません。どうすればよいですか？

→ローンの契約書と返済計画書を提出してください。

Q7. 保証書は、販売店名や購入者の欄が空欄でもよいですか？

→記載事項(製造業者・品番・製造番号・購入者・保証開始日)がすべて記入されたものを提出してください。

Q8. 申請してからどのくらいで補助金が振り込まれますか？

→書類の審査から確定通知書の発送までは、概ね1か月半程度です。その後、適正な請求書をご提出いただいてから、30日程度で銀行口座に振込みます。ただし、書類に不備不足がある場合は、不備不足が解消されるまで対応いただく必要があるため、この限りではありません。

周辺環境への配慮のお願い

一般家庭においても、空調機器、給湯機器、発電機器などが、低周波音を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。これらの機器を設置する際には、販売業者や設置業者などとよく相談の上、周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。

備考

- 補助対象システム設置後に申請してください。
- 複数の補助対象システムを申請しようとするときは、同時申請が可能です。同時申請をする場合、重複する書類(契約書等)は1部のみ提出でかまいません。
- 申請書を記入する際は黒のボールペンを使用してください。なお、消せるボールペンは不可とします。
- 交付決定後、各種アンケート等へご協力をいただきます。

【申請から補助金を受領するまでの流れ】

